

第1章 議会

○鳥羽志勢広域連合議会の定例会の回数を定める条例

〔平成11年4月9日〕
〔条例第21号〕

改正 平成16年10月1日条例第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、鳥羽志勢広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。